

別表第3 ごみ・資源の容器数及び保管場所面積の算定表

(1) ごみ・資源の容器数の算定

用途	種別	計算個数(A) 人員又は床面積×排出基準 × ごみ種別の割合×収集間隔 ÷ 容器・束容量	最低必要個数 (B)	予備率の加算(40%) (C)	必要個数 (D)	
住宅	可燃ごみ	() 人 × (1) kg × (0.67) × (3) 日 ÷ (15) kg = ①	(E) 個	(①+②) × 1.4 = (G) 個	(G) 個	
	不燃ごみ	() 人 × (1) kg × (0.05) × (13) 日 ÷ (15) kg = ②	(F) 個			
	資源	古紙	() 人 × (1) kg × (0.14) × (6) 日 ÷ (5.7) kg = ③	(H) 束	③ × 1.4 = (I) 束	(I) 束
		びん	() 人 × (1) kg × (0.04) × (6) 日 ÷ (12) kg = ④	(J) 個	④ × 1.4 = (K) 個	(K) 個
		缶	() 人 × (1) kg × (0.02) × (6) 日 ÷ (3) kg = ⑤	(L) 個	⑤ × 1.4 = (M) 個	(M) 個
		ペットボトル	() 人 × (1) kg × (0.03) × (6) 日 ÷ (10.2) kg = ⑥	(N) 個	⑥ × 1.4 = (O) 個	(O) 個
	プラスチック	() 人 × (1) kg × (0.05) × (6) 日 ÷ (15) kg = ⑦	(P) 個	⑦ × 1.4 = (Q) 個	(Q) 個	
事業系	事務所	可燃ごみ	() m ² × (0.04) kg × (0.7) × () 日 ÷ (15) kg = ⑧	可燃ごみ ⑧ + ⑩ = (R) 個	(⑧+⑨+⑩+⑪) × 1.4 = (T) 個	(T) 個
		不燃ごみ	() m ² × (0.04) kg × (0.3) × () 日 ÷ (15) kg = ⑨			
	店舗 飲食店	可燃ごみ	() m ² × (0.2) kg × (0.7) × () 日 ÷ (15) kg = ⑩	不燃ごみ ⑨ + ⑪ = (S) 個		
		不燃ごみ	() m ² × (0.2) kg × (0.3) × () 日 ÷ (15) kg = ⑪			
		最低必要 個数合計	ごみ容器 (E)+(F)+(R)+(S) 個	必要 個数 合計	ごみ容器 (G)+(T) 個	
			古紙の束 (H) 束		古紙の束 (I) 束	
			びん容器 (J) 個		びん容器 (K) 個	
			缶容器 (L) 個		缶容器 (M) 個	
			ペットボ トル (N) 個		ペットボ トル (O) 個	
			プラスチッ ク (P) 個		プラスチッ ク (Q) 個	

《算定上の注意》

- 1 必要個数の算定は住宅系と事業系の用途別に行い、事業系の用途が複数ある場合は、個々に算出したうえで必要個数を合算する。
- 2 『床面積または人数』の欄は、住宅の場合は別表第2による人数で算定した総人数を記入し、事業系用途の場合は床面積を記入する。
- 3 『排出基準』の欄は、用途別に別表第1により記入する。
- 4 『収集間隔』の欄は、住宅の場合は原則として可燃ごみは3日、不燃ごみは13日、資源は6日とする。事業系用途の場合は収集実態により日数を記入する。
- 5 容器1個あたりの容量は、原則として、可燃ごみ・不燃ごみのポリ容器は60ℓ、区が指定するびん・缶の資源用コンテナは50ℓ、ペットボトルのネット容器は0.7m×0.7m×0.7mの340ℓ、プラスチックのポリ容器は60ℓとし、可燃ごみ・不燃ごみ：15kg、びん：12kg、缶：3kg、ペット：10.2kg、プラスチック：15kgを基準とする。古紙の束は、縦0.21m横0.295m高さ0.3mを一束とし、5.7kgを基準とする。
- 6 『計算個数』(A)は、小数点第2位を四捨五入する。『最低必要個数』(B)は、『計算個数』(A)の小数点以下を切り上げる。
- 7 『予備率』は、40%を確保する。
- 8 『必要個数』(D)は、『計算個数』(A)に予備率(40%)をかけて求めた(C)欄の数値の小数点以下を切り捨てた個数とする。

(2) 保管場所面積の算定

1 容器保管 必要面積	住宅系	ごみ容器	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ² ①	(A) ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ m ²
		古紙の束	束の縦 (0.21) m × 束の横 (0.295) m × 束数 () ÷ 重ね束 (3) 束 ÷ 段数 (2) 段 = m ² ②	
		びん容器	容器的直径又は縦 (0.36) m × 容器的直径又は横 (0.52) m × 容器数 () 個 ÷ 重ね箱 (2) 箱 ÷ 段数 (2) 段 = m ² ③	
		缶容器	容器的直径又は縦 (0.36) m × 容器的直径又は横 (0.52) m × 容器数 () 個 ÷ 重ね箱 (2) 箱 ÷ 段数 (2) 段 = m ² ④	
		ペットボトル 容器	容器的直径又は縦 (0.7) m × 容器的直径又は横 (0.7) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ² ⑤	
		プラスチック(ご み容器)	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ² ⑥	
	事業系	ごみ容器	容器的直径又は縦 (0.6) m × 容器的直径又は横 (0.6) m × 容器数 () 個 ÷ 段数 (2) 段 = m ² ⑦	
2 洗淨排水設備面積	(B)	m ²		
3 作業上必要面積	(C)	m ²		
合計 (A+B+C)		m ² (小数点第2位を四捨五入)		
粗大ごみ集積所		m ²		

《算定上の注意》

- 1 ごみ容器は、丸型容器の場合は直径 0.6m、角型容器の場合は 0.35m×0.55m を基準とする。
- 2 古紙の束は、一束の大きさを縦 0.21m、横 0.295m、高さ 0.3m 以下を基準とする。
- 3 びん・缶の容器は、区の分別回収で使用するコンテナの大きさ（縦 0.36m、横 0.52m）を基準とする。
- 4 ペットボトルの専用容器は、網製で 0.7m×0.7m×0.7m の大きさの集合住宅用を基準とする。
- 5 プラスチックの容器は、可燃ごみ・不燃ごみに用いるごみ容器を使用する場合で算定する。
- 6 『容器数』は、『段数』が 2 段のときは偶数となるように、前頁の「(1) ごみ・資源の容器数の算定」の表中 (D) の必要個数に 1 又は 0 を加える。
- 7 『段数』は、ごみ容器（ポリ容器）及びペットボトルの網製容器の場合は 2 段、古紙、びん、缶は原則として 2 段を上限とする。
- 8 『合計』は A から C までを合計し、小数点第 2 位を四捨五入する。
- 9 『粗大ごみ集積所』の面積は 3 m²以上とする。
- 10 事業系の再利用対象物保管場所は、事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準（平成 12 年 3 月 28 日付目地第 272 号）により、別に確保する。